

みどり病院介護医療院 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人日望会（以下「事業者」という。）が開設する介護医療院「みどり病院介護医療院」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が入所者に対し、適正な介護医療院サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 従業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1）名 称 みどり病院介護医療院
- （2）所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2646-2
- （3）入所定員
I 型介護医療院 34 名

（施設の職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 2人
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- （3）薬剤師 1人
薬剤師は、医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
- （4）看護職員 6人以上
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- （5）介護職員 9人以上
介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- （6）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
理学療法士等は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- （7）栄養士 1人以上
栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- （8）介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- （9）診療放射線技師 1人以上
診療放射線技師は、医師の指示により入院患者の放射線検査業務に従事する。
- （10）事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所の対象者は、長期にわたり療養が必要な者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

- 第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入居者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入居者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料
個室 1日1, 632円 2人部屋 1日1, 473円
 - (2) 居住費 個室利用の場合 1日1, 728円 2人部屋及び4人部屋利用の場合 1日510円
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。
 - (3) 食費 1日2, 100円(朝食580円、昼食820円、夕食700円)
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。
 - (4) 理美容代 2, 400～6, 000円 ※オプション利用に応じて料金変動します。
 - (5) その他日常生活上の便宜に係る費用 (日用品費) 106円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- (2) 火気の取扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 施設は、サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、入居者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

(虐待の防止)

第11条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を(伊藤)とする。

(身体拘束)

第12条 施設は入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ほ方法により入所者の行動を制限する行為を行わない。

2 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

3 身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するべく努力をする。

(相談、苦情処理)

第13条 施設は、入居者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入居者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入居者の契約終了の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入居者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は施設の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年8月1日	改定	第4条(6) 作業療法士から理学療法士に変更
令和3年4月1日	改定	第4条(6) 作業療法士と言語聴覚士を追加
令和6年4月21日	改定	第4条(2) 医師数を2名に変更
令和6年8月1日	改定	第8条2(2) 居住費を変更
令和6年9月1日	改定	基本施設サービス費をI型に変更
令和6年12月1日	改定	第11条 虐待防止事項追記
令和7年4月1日	改定	第4条(2) 医師の宿直配置、第11条(4) 虐待防止対応担当者名、第12条 身体拘束事項追記
令和7年10月1日	改定	第7条(2)(3) 居住費、食費を変更